

(仮称) 太田市外三町広域斎場整備基本計画

令和4年3月

太 田 市

千代田町

大 泉 町

邑 楽 町

目 次

I. 計画策定の背景及び目的	1
1. 計画策定の背景及び目的	1
II. 既存施設の概要と火葬状況	2
1. 既存施設の概要	2
2. 火葬状況	2
3. 式場の利用状況	4
4. 小動物炉の利用状況	5
III. 死亡者数の推計とピーク期の火葬状況	6
1. 死亡者数の推計結果	6
2. 死亡者数の増加率	7
3. ピーク期の火葬状況の推計	8
4. 必要火葬炉数	9
IV. 施設整備の基本方針	11
1. 施設整備の基本方針	11
2. 火葬炉設備の基本方針と公害防止目標値	12
V. 施設計画の考え方	14
1. 外部計画	14
2. 空間計画	14
3. 炉前ホールの検討	17
VI. 事業費と経常費	18
1. 想定する機能	18
2. 想定する面積	19
3. 概算事業費	20
4. 経常費	20
5. 共同整備によるメリット	22
VII. 建設地と配置計画の検討	23
1. 建設地の検討	23
2. 候補地の評価	24
3. 配置計画の検討	25
VIII. 斎場整備の事業手法及び事業スケジュール	29
1. 事業手法について	29
2. 事業スケジュールについて	31

I. 計画策定の背景及び目的

1. 計画策定の背景及び目的

現在、太田市では太田市斎場において火葬業務を行っており、千代田町・大泉町・邑楽町では、大泉町外二町環境衛生施設組合が管理運営している大泉町外二町斎場において火葬業務を行っている。両斎場の供用開始は太田市斎場が昭和 56 年、大泉町外二町斎場が昭和 55 年となっており、供用開始から既に 40 年以上が経過し、経年劣化も顕著となっている。

また、今後さらなる高齢化が進み、火葬需要の一層の増加が予想される状況下において、太田市・千代田町・大泉町・邑楽町の一市三町は、総合的な事務の効率化、スケールメリットによる財政負担の軽減等を勘案し、広域連携による新斎場の建設にあたり事業を計画的に進めるため、スケールメリットの確認、建設地及び最適事業手法の検討等、関連する調査を行い、新斎場整備のための基本計画を策定する。

※本計画において、法令等に関する記述には「火葬場」とし計画や施設関係を表記するものには「斎場」と記載してあるが、同じ施設を表す。

II. 既存施設の概要と火葬状況

1. 既存施設の概要

太田市斎場と大泉町外二町斎場の施設概要を表1に示す。

表 1 太田市斎場と大泉町外二町斎場の施設概要

施設名	太田市斎場	大泉町外二町斎場
供用開始	昭和 56 年（火葬棟）	昭和 55 年（火葬棟・待合棟）
敷地面積	8,042.38 m ²	10,427.87 m ²
建物面積	延面積 3,069.17 m ² 本館（火葬炉、式場等） 2,040.90 m ² 待合棟・集会棟 701.3 m ²	延面積 1,535.47 m ² 火葬棟 383.31 m ² 式場棟 838.96 m ² 待合棟 313.20 m ²
建物構造	鉄筋コンクリート（一部鉄骨造） 一部 3 階建	鉄筋コンクリート（一部鉄骨造） 平屋建
火葬炉形式	台車方式	台車方式
火葬炉基数	火葬炉 6 基 汚物炉 1 基	火葬炉 3 基 汚物炉 1 基 小動物炉 1 基
待合室	3 室（48 人×3）	4 室（12 畳×2、10 畳×2）
式場	大式場 1 室 250 名 小式場 1 室 126 名 集会室 4 室 222 名 導師控室 2 室	式場 1 室 220 名 式場待合室 1 室 導師控室 1 室
駐車場	約 200 台	敷地内 約 100 台 第二駐車場 約 200 台

太田市斎場は火葬炉 6 基、昭和 56 年の供用開始で、供用開始から 40 年が経過している。大泉町外二町斎場は火葬炉 3 基、昭和 55 年の供用開始で、供用開始から 41 年が経過している。

両斎場とも葬儀式場を併設している。

2. 火葬状況

1) 太田市斎場

太田市斎場の火葬の受入は、10：00、13：00、15：00 の各時間に 3 件までとなっており、1 日 9 件の受入れとなっている。

火葬を行わないのは 1 月の 1～3 日と友引日である。

太田市斎場の令和元年度の火葬件数は 2,034 件であった。

太田市斎場における令和元年度の月別の火葬状況を表 2 に示す。

表 2 太田市斎場における月別の火葬状況（令和元年度）

（単位：日）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31	366
休業日	4	5	6	5	6	4	4	6	5	7	5	5	62
0件	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1件	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
2件	0	2	0	1	0	1	3	1	0	0	0	1	9
3件	5	0	3	3	4	2	0	2	0	1	1	0	21
4件	2	2	3	6	2	0	1	0	1	1	1	1	20
5件	1	4	3	4	0	3	4	3	3	1	1	1	28
6件	4	9	3	6	3	5	4	1	6	1	2	10	54
7件	3	2	2	2	4	6	3	2	1	2	4	5	36
8件	8	3	7	2	4	4	7	3	5	4	7	6	60
9件	3	4	3	2	8	5	4	11	10	14	8	2	74
10件	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
稼働日平均 火葬数 (件/日)	6.3	6.2	6.3	5.3	6.8	6.6	6.2	7.3	7.4	7.9	7.5	6.6	6.7

稼働日の平均火葬件数をみると、最も多いのが1月の7.9件/日で、最も少ないのが7月の5.3件/日で、年間平均は6.7件/日であった。

1日当たり10件の日が1日あったものの、最大9件の日が74日と最も多く、次いで8件が60日であった。火葬件数が多くなる11月から2月は9件の日が多くなっている。

火葬が無かった日は無く、1件の日が1日みられた。

2) 大泉町外二町斎場

大泉町外二町斎場の火葬の受入れは、午前は9:00、9:30、10:00、10:30、午後は13:00、13:30、14:00、14:30、15:00であるが、午前3件、午後3件の計6件が一日の上限となっている。

火葬を行わないのは1月の1~2日と友引日である。

大泉町外二町斎場の令和元年度の火葬件数は776件であった。

大泉町外二町斎場における令和元年度の月別の火葬状況を表 3 に示す。

表 3 大泉町外二町斎場における月別の火葬状況（令和元年度）

（単位：日）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31	366
休業日	4	5	6	5	6	4	4	6	5	7	5	5	62
0件	2	2	2	3	3	3	7	2	1	1	2	2	30
1件	6	4	4	6	3	5	5	4	1	2	4	2	46
2件	5	6	8	7	7	7	7	3	6	4	6	10	76
3件	7	6	6	6	4	9	5	6	4	5	7	6	71
4件	6	5	3	3	7	2	2	6	3	6	3	3	49
5件	0	2	1	1	1	0	1	3	7	4	1	2	23
6件	0	1	0	0	0	0	0	0	4	2	1	1	9
稼働日平均 火葬数 (件/日)	2.3	2.7	2.3	2.1	2.5	2.1	1.7	2.8	3.7	3.4	2.5	2.6	2.6

稼働日の平均火葬件数をみると、最も多いのが12月の3.7件/日で、最も少ないのが10月の1.7件/日で、年間平均は2.6件/日であった。

1日当たり最大6件の日は9日であり、2件が最も多く76日、次いで3件が71日であった。休業日以外に火葬が無かった日は30日みられた。

3. 式場の利用状況

1) 太田市斎場

太田市斎場における式場等の利用状況を表4に示す。

表4 太田市斎場の式場等利用件数の推移

(単位：件)

年 度	小式場 利用	大式場 利用	式場利用 計	集会室 利用	通夜小式 場利用	通夜大式 場利用	通夜式場 利用計	通夜集会 室利用	安置室 利用
平成29年度	179	70	249	228	141	52	193	192	148(1)
平成30年度	193	63	256	196	122	47	169	169	147(1)
令和元年度	187(1)	64	251(1)	212	122	44	166	167	180(5)
令和2年度	173	55	228	161	58	21	79	65	161(3)

※ () 内は市外利用

葬儀・告別式での利用と通夜での利用はそれぞれ別の申し込みとなる。告別時と通夜時の利用数は同じではなく、通夜時の利用が少なくなっている。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、式場の利用が減少しており、令和元年度の251件に対して令和2年度は228件であった。特に通夜利用が大きく減少しており、令和元年度の166件に対して令和2年度は79件となっている。

式場の大きさでは、大式場と比較して小式場の利用が圧倒的に多くなっている。

2) 大泉町外二町斎場

大泉町外二町斎場における式場等の利用状況を表5に示す。

表5 大泉町外二町斎場の式場等利用件数の推移

(単位：件)

年 度	千代田町		大泉町		邑楽町		管 外		合 計	
	告別式	通夜	告別式	通夜	告別式	通夜	告別式	通夜	告別式	通夜
平成29年度	5	1	16	13	15	11	1	0	37	25
平成30年度	3	1	19	13	16	13	1	1	39	28
令和元年度	2	2	16	11	23	16	0	0	41	29
令和2年度	1	1	11	4	18	10	0	0	30	15

大泉町外二町斎場も令和 2 年度の式場の利用が減っている。告別式での利用は令和元年度の 41 件に対して令和 2 年度は 30 件であった。もともと通夜での利用は少ないが、令和元年度の 29 件に対して令和 2 年度は 15 件となっている。

人口比も関係するが、大泉町と邑楽町の利用数はほぼ同じであるが、千代田町の利用は少なくなっている。

また式場を利用せず、待合室での告別式や通夜の利用もみられる。

4. 小動物炉の利用状況

大泉町外二町斎場における令和元年度の小動物等の火葬状況を表 6 に示す。

表 6 大泉町外二町斎場の小動物等の火葬状況（令和元年度）

（単位：件）

区 分	汚物等	小動物（有料）			合計
		10kg 未満	10kg 以上	合計	
管 内	1	415	91	506	507
管 外	0	153	22	175	175
合 計	1	568	113	681	682

管内の有料の小動物の火葬は 506 件、管外の有料の小動物の火葬は 175 件、有料の合計は 681 件であった。

汚物等の火葬は管内が 1 件のみであった。

Ⅲ. 死亡者数の推計とピーク期の火葬状況

1. 死亡者数の推計結果

令和 2 年 3 月に国立社会保障・人口問題研究所（以下、これらを「社人研」という）から、平成 27 年の国勢調査を基に、平成 27 年 10 月 1 日から令和 27 年 10 月 1 日までの 30 年間（5 年ごと）について、男女年齢（5 歳）階級別の都道府県別・市区町村別に将来人口を推計した結果が、地域別将来推計人口として出されている。

また「人口問題研究」（Journal of Population Problems 第 76 巻第 1 号 令和 2 年 3 月 25 日発行、編集者・発行者 国立社会保障・人口問題研究所）の特集 I 地域別将来人口推計の中で、日本の地域別将来推計人口からみた将来の死亡数（菅桂太・小池司朗・鎌田健司・石井太・山内昌和 著）として、生残率仮定値を用いて、「地域推計」と整合的な将来の死亡数の推計を行っている。

その死亡者数の推計値を 5 年間について年間の平均としたものを表 7 と図 1 に示す。

※「社人研」では、60-64 歳→65-69 歳以上の生残率については、同じ都道府県に属する市区町村間においても生残率の差が大きく、将来人口推計に対して生残率がおよぼす影響も大きくなるため、都道府県とそれに含まれる市区町村の較差を利用して生残率の仮定値を設定した。

表 7 死亡者数の推計値の 5 年間の年平均

（単位：人）

市 町 等	死亡者数推計（年平均）					
	平成 27 年～ 令和 2 年	令和 2 年～ 令和 7 年	令和 7 年～ 令和 12 年	令和 12 年～ 令和 17 年	令和 17 年～ 令和 22 年	令和 22 年～ 令和 27 年
太 田 市	2,186	2,405	2,632	2,816	2,888	2,865
千代田町	129	133	139	148	155	152
大 泉 町	336	377	421	454	468	471
邑 楽 町	289	320	355	387	396	382
大泉町外二町計	754	830	915	989	1,019	1,005
一市三町合計	2,940	3,235	3,547	3,805	3,907	3,870

社人研：市区町村別参考表 市区町村別死亡数と指数より（年数期間は 10 月～9 月）

死亡者数の推計結果をみると、大泉町は令和 22 年 10 月から令和 27 年 9 月がピークとなるものの、太田市、千代田町、邑楽町のピークは令和 17 年 10 月から令和 22 年 9 月の期間となり、大泉町外二町の合計及び一市三町のピークは令和 17 年 10 月から令和 22 年 9 月の期間となる。

太田市	2,888 人（ 73.9%）
千代田町	155 人（ 4.0%）
大泉町	468 人（ 12.0%）
邑楽町	396 人（ 10.1%）
大泉町外二町計	1,019 人（ 26.1%）
一市三町合計	3,907 人（100.0%）

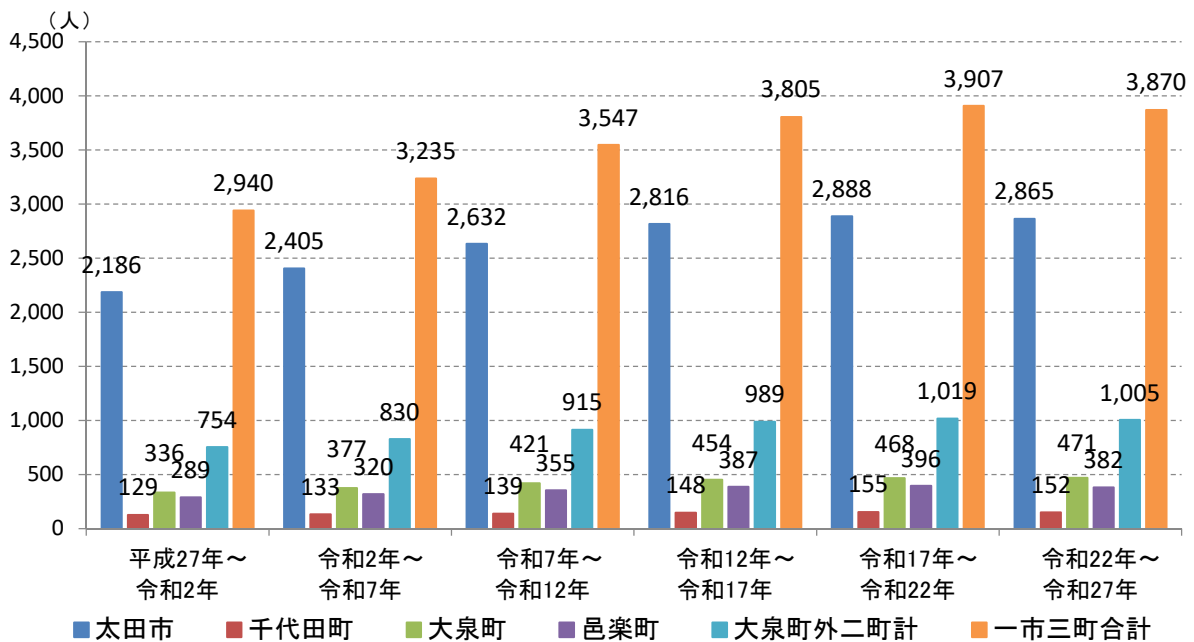


図 1 社人研推計の死亡者数の推計結果 (5年間の年平均)

2. 死亡者数の増加率

令和元年の死亡者数に対する死亡者数の推計値をもとにした、死亡者数の増加率を表 8 に示す。

表 8 令和元年に対する死亡者数の増加率

(単位：上段は人、下段は倍)

市町等	令和元年死亡者数	推計結果				
		令和2年～令和7年	令和7年～令和12年	令和12年～令和17年	令和17年～令和22年	令和22年～令和27年
太田市	2,234	2,405	2,632	2,816	2,888	2,865
	1	1.08	1.18	1.26	1.29	1.28
千代田町	129	133	139	148	155	152
	1	1.03	1.08	1.15	1.20	1.18
大泉町	346	377	421	454	468	471
	1	1.09	1.22	1.31	1.35	1.36
邑楽町	300	320	355	387	396	382
	1	1.07	1.18	1.29	1.32	1.27
大泉町外二町計	775	830	915	989	1,019	1,005
	1	1.07	1.18	1.28	1.31	1.30
合計	3,009	3,235	3,547	3,805	3,907	3,870
	1	1.07	1.18	1.26	1.30	1.29

令和元年の死亡者数は住民基本台帳より

太田市はピークとなる令和 17 年 10 月から令和 22 年 9 月の期間では令和元年の 1.29 倍となり、大泉町外二町の合計では 1.31 倍となる。

一市三町の合計では 1.30 倍となると推計される。

3. ピーク期の火葬状況の推計

太田市斎場と大泉町外二町斎場のピーク期（令和 17 年 10 月から令和 22 年 9 月）に想定される日別の火葬状況のイメージをもとに、一市三町全体のピーク期に想定される日別の火葬状況のイメージを表 9 に整理した。

表 9 一市三町のピーク期の日別の火葬イメージ

(単位：件)

日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
1	12	13	15	12	17	11	9	0	17	0	0	0	
2	14	8	0	12	0	15	15	18	10	0	14	14	
3	16	11	13	8	14	13	13	11	13	0	15	16	
4	15	0	12	10	16	10	0	13	10	17	15	17	
5	13	10	14	0	15	0	14	17	12	16	14	12	
6	10	11	0	18	13	13	14	13	0	15	16	14	
7	7	13	18	7	15	15	7	0	10	16	0	0	
8	5	14	11	11	0	5	11	18	9	20	10	12	
9	13	0	8	11	18	13	13	20	16	0	11	16	
10	0	14	15	15	16	13	0	12	12	21	11	15	
11	16	7	7	0	14	0	13	20	18	16	12	15	
12	17	9	0	8	14	17	2	16	0	7	8	13	
13	14	15	10	4	5	13	4	0	16	11	0	0	
14	4	18	9	12	0	14	8	18	14	19	17	17	
15	14	0	5	15	4	3	11	18	11	0	15	14	
16	0	15	8	7	5	14	0	11	16	12	10	11	
17	15	11	10	0	16	0	12	10	14	19	20	8	
18	12	12	0	10	11	14	6	8	0	13	18	17	
19	5	6	15	10	17	8	14	0	21	7	0	0	
20	7	17	12	7	0	10	9	11	20	17	14	15	
21	4	0	13	10	16	14	14	11	17	0	17	11	
22	0	15	16	14	12	9	0	11	12	17	10	6	
23	13	11	11	0	17	0	15	8	19	20	10	13	
24	14	10	0	12	6	16	11	5	0	16	0	9	
25	15	10	11	10	4	12	11	0	18	17	15	14	
26	14	10	15	8	0	10	9	17	21	0	14	9	
27	12	0	14	4	13	11	3	19	21	18	14	11	
28	0	18	14	8	10	12	13	15	0	18	13	11	
29	16	13	9	0	17	13	15	18	18	15	20	0	
30	15	14	0	14	0	16	17	0	18	17		12	
31		17		14	16		17		16	14		12	
計	312	322	285	271	321	314	300	338	399	378	333	334	3,907

【凡例】  休日  友引

ピーク期に想定される月別の火葬状況を表 10 に示す。

稼働日の年間の 1 日当たりの平均火葬数は 12.9 件/日となり、繁忙期の 1 月の平均火葬数は 15.8 件/日と想定される。

現状と同じ火葬状況であれば、一市三町全体では 1 日 21 件の受け入れに対応出来れば、ピーク期にも対応できることになる。

表 10 一市三町のピーク期に想定される月別の火葬状況

(単位：日)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31	366
休業日	4	5	6	5	6	4	4	6	5	7	5	5	62
0件	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1件	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2件	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
3件	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2
4件	2	0	0	2	2	0	1	0	0	0	0	0	7
5件	2	0	1	0	2	1	0	1	0	0	0	0	7
6件	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	4
7件	2	1	1	3	0	0	1	0	0	2	0	0	10
8件	0	1	2	4	0	1	1	2	0	0	1	1	13
9件	0	1	2	0	0	1	3	0	1	0	0	2	10
10件	1	4	2	5	1	3	0	1	3	0	4	0	24
11件	0	4	3	2	1	2	4	5	1	1	2	4	29
12件	3	1	2	4	1	2	1	1	3	1	1	4	24
13件	3	3	2	0	2	6	4	2	1	1	1	2	27
14件	5	3	3	3	3	4	4	0	2	1	5	4	37
15件	4	3	4	2	2	2	3	1	0	2	4	3	30
16件	3	0	1	0	5	2	0	1	4	4	1	2	23
17件	1	2	0	0	4	1	2	2	2	5	2	3	24
18件	0	2	1	1	1	0	0	5	4	2	1	0	17
19件	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	4
20件	0	0	0	0	0	0	0	2	1	2	2	0	7
21件	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	4
稼働日平均火葬数(件/日)	12.0	12.4	11.9	10.4	12.8	12.1	11.1	14.1	15.3	15.8	13.9	12.8	12.9

4. 必要火葬炉数

1) ピーク期に想定される火葬数

現在の火葬状況をもとに算出したピーク期（令和 17 年 10 月から令和 22 年 9 月）に想定される火葬数は次のとおりとなる。

1 日最大 21 件 4 日

20 件 7 日

稼働日平均火葬数 最大 1 月 15.8 件/日

最小 7 月 10.4 件/日

平均 12.9 件/日

現在と同様の受入体制であれば、1 日当たり 21 件の火葬能力が必要となる。

2) 必要火葬炉数

火葬炉の回転数を上げれば、必要火葬炉数は減少する。

太田市斎場単独、大泉町外二町斎場単独と、一市三町共同の場合のそれぞれ、ケース別の 1 日当たりの必要火葬能力に対する火葬炉の回転数と必要火葬炉数について表 11 に示す。

表 11 1日当たりの必要火葬能力に対する火葬炉の回転数と必要火葬炉数

		太田市	大泉町外二町	合計	一市三町
1日当たりの必要火葬能力		13件	8件	21件	21件
必要火葬炉数	2.0回転/基	7基	4基	11基	11基
	2.5回転/基	6基	4基	10基	9基
	3.0回転/基	5基	3基	8基	7基

死亡者数のピーク期間の令和17年10月から令和22年9月の必要火葬炉数は、2.0回転/基とした場合、それぞれ単独で整備した場合の合計11基に対して、一市三町共同の場合も11基となる。

2.5回転/基とした場合、合計10基に対して一市三町共同の場合は9基となり、必要火葬炉数は1基減少する。

3.0回転/基とした場合、合計8基に対して一市三町共同の場合は7基となり、必要火葬炉数は1基減少する。

一市三町での必要火葬炉数

現在の火葬受付で問題ないため火葬炉は1日当たり2.5回転/基を採用すると、必要炉数は9基となる。

2.0回転/基の場合 11基

2.5回転/基の場合 9基

3.0回転/基の場合 7基

IV. 施設整備の基本方針

1. 施設整備の基本方針

基本方針は、一市三町が目指す理想の斎場像を定めたものであり、新斎場建設に関して最も重要となる事項で、新斎場の建設整備の基本的な考え方や方向性を示すものである。この基本方針を踏まえて、具体的に整備を進めていく。

施設整備の基本方針は次のとおりとする。

基本方針

① 葬送の多様化に対応できる施設づくり

⇒将来の火葬需要や葬送の多様化への対応が可能な施設とする。

- ・将来増加する火葬需要や利用者のニーズに的確に応えられる施設とする。
- ・施設の長寿命化や葬送の多様化にも対応可能な施設とする。
- ・プライバシーに配慮し、他の会葬者を気にせず思い思いの葬送行為が行えるよう、個別化に配慮した空間とする。

② 人生の終焉の場にふさわしい落ち着きとやすらぎを感じる施設づくり

⇒自然光を取り入れるなど、明るい雰囲気でありながらも、落ち着きとやすらぎの感じられる施設とする。

- ・従来のイメージを払拭した開放感ある明るい雰囲気、遺族や会葬者の心情に配慮した人生終焉の場として落ち着きとやすらぎの感じられる施設とする。
- ・自然素材、自然光の積極的使用や効果的な照明など、明るく暖かみのある遺族の心を癒す空間とする。
- ・特定の宗教様式を取り入れたデザインではなく、故人との最後の別れにふさわしい落ち着いた祈りの空間とした施設とする。

③ 人にやさしく安心して利用できる施設づくり

⇒静寂性があり、交通の利便性を考慮した立地とし、ユニバーサルデザインの採用や分かりやすい動線など、利用者に配慮した施設とする。

- ・交通アクセスに優れた場所とし、自然災害に強く静かな環境の中で誰もが安心して利用できる施設とする。
- ・安全に配慮した車両の進入や車両からスムーズな乗降が可能な施設とする。
- ・会葬者の動線に配慮し分かりやすい平面計画とするとともに、ユニバーサルデザインの採用など、利用者に配慮した施設とする。

④ 周辺環境に配慮した施設づくり

⇒周辺環境に配慮したやさしい施設とする。

- ・周辺環境と調和したデザインとするなど、周辺住民等に配慮した施設とする。

- ・周辺環境を活かし静寂とやすらぎを感じる施設とする。
- ・2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとするカーボンニュートラルへの対応など、環境に配慮した火葬炉設備を導入するとともに、周辺環境に配慮した施設とする。

⑤ 維持管理がしやすく効率的な施設づくり

⇒コンパクトで効率的な施設配置による事業費の削減や維持管理費の低減化を目指す施設とする。

- ・利用者に分かりやすい動線とし効率的な施設配置とすることで、事業費の削減を目指すものとする。
- ・過度な装飾を排したデザインの採用やメンテナンス性に優れた施設とし、改修がしやすい平面計画など環境負荷の低減についても配慮した施設とする。
- ・民間活力の活用を含め、運営にかかるコスト縮減に取り組む。

2. 火葬炉設備の基本方針と公害防止目標値

1) 火葬炉設備に関する法令等

火葬炉の仕様に関する事項は、法令等に定められていないが、火葬炉設備の設計・施工に当たっては、関連する法令等を参考にしている。

「群馬県墓地、埋葬等に関する法律施行条例」（平成12年条例第42号）では、火葬場の構造に関して次のように示されている。

- ① 敷地の境界には、障壁又は植栽等による垣根を設けて外部と区画し、その出入口には、門扉を設けること。
- ② 火葬炉には、防臭、防じん等について十分な能力を有する排気ガスの再燃焼装置を設備すること。
- ③ 場内には、管理事務所、待合室、便所、遺体安置室、残灰の保管施設その他必要な施設を設けること。
- ④ 遺体安置室及び残灰の保管施設は施錠できる構造であること。

2) 火葬炉設備の基本方針

火葬炉設備に関する基本方針は次のとおりとする。

- ① ばい煙、悪臭、騒音、振動及びダイオキシン類の除去対策等公害防止や周辺環境にも十分配慮した設備機器とすること。
- ② 諸設備は高い安全性と信頼性及び十分な耐久性を有し、かつ維持管理が容易なものであること。
- ③ 火葬炉の運転・維持管理の省力化及び諸経費の軽減が図られた設備であること。
- ④ 遺体の尊厳に十分配慮した設備であること。
- ⑤ 施設の作業環境及び労働上の安全・衛生に十分配慮した設備であること。
- ⑥ 炉停止等の緊急時における体制・対応が整備されていること。

⑦ 災害時の対応を考慮した設備であること。

3) 公害防止目標値（排出基準値）

現在、火葬炉設備は大気汚染防止法の対象施設とはなっていないが、他の斎場では同法及びその他関連条例等に定めている規制基準値を目標値として、周辺の環境に合わせて独自に基準値を定めている例が多い。

新斎場の建設に当たっては、施設整備の基本方針の一つである「周辺環境に配慮した施設づくり」に基づき、「火葬場の建設・維持管理マニュアル改訂版」（平成 24 年 12 月日本環境斎苑協会）に示されている目標値例や関係法令等を参考に、高性能な排ガス集塵装置であるバグフィルターを設置した場合の火葬炉設備の公害防止目標値（排出基準値）を次のとおりとする。

① 排ガス濃度（排気筒出口）

ばいじん量	: 0.01	g/m ³ N
硫黄酸化物	: 30	ppm 以下
窒素酸化物	: 250	ppm 以下
塩化水素	: 50	ppm 以下
一酸化炭素	: 30	ppm 以下
ダイオキシン類	: 1.0	ng-TEQ/m ³ N（酸素濃度 12%換算値とする）

V. 施設計画の考え方

1. 外部計画

斎場は、遺族や会葬者にとって故人とお別れをする大切な場所である。

本来斎場がもつべき別れの場、葬送の場となるように配慮し、周辺との調和を図るため敷地周囲に植樹帯を設け、建物の高さを抑えるなど景観に馴染むように配慮する。

2. 空間計画

斎場で行われる葬送行為は、その地域での慣習、設置者の考え、宗教儀礼などにより一様ではない。斎場の空間計画は、一連の葬送行為を行うことができる場所を設けるとともに、それぞれに要求されている豊かな空間を造り出す事が不可欠である。

外部空間、建物の外部デザインはもとより、内部空間としては、特に車寄せ及び玄関、告別スペース、炉前及び見送りスペース、収骨スペース及び待合室などの諸室について留意する必要がある。

空間計画にあたっては、その地域の現状を把握することが大切で、斎場に要求される機能を理解したうえで、葬送の場としてふさわしい内部空間計画が求められる。会葬者が利用する空間については、ユニバーサルデザインに配慮し、だれでも使いやすい施設とする。

① 車寄せ・玄関部分

斎場へは霊柩車を先頭にバスや乗用車で到着するケースが多い。柩、遺族や会葬者の他、僧侶などを帯同したり、遺族のサポートのため葬儀業者も同行する。そのため、車寄せの庇を大きくゆったりと設け、雨天時にも、車両の乗降に支障がないように計画する。

車寄せからエントランスホールの床は柩を載せた運搬車が移動するため、段差の無いことが望ましい。会葬者には高齢者も多く、車の乗降をしやすくするとともに車椅子の利用があることも考慮する。(写真1・2)



写真 1 大屋根方式とした車寄せ (三次市斎場)

写真 2 段差が無くフラット化された床 (音更町火葬場)

② 告別・見送り・炉前・収骨スペース

告別室と収骨室は設けず、炉前ホールと一体化させ待合部分を含めユニット化する。会葬者全員が幅とゆとりをもって集まることのできる十分な広さを確保する。

炉前ホールは柩（遺体）との最後のお別れの場となるため、葬送の場にふさわしい質の高い空間設計が求められるが、華美過ぎないようにするとともに、公共施設であるため特定の宗教・宗派の様式に偏ることは避ける。

内部の仕上げとして、火葬炉が並ぶ処理場的なイメージをなくし、明るく開放感が感じられる空間とする。（写真3・4）



写真3 ユニット化し多様な葬送形態に対応（三次市斎場） 写真4 トップライトを設けた炉前（越生斎場）

③ 待合室・待合ロビー

待合室は椅子を主体とした洋室とし、木材を使うなど明るく暖かみを持たせ、庭が望めるなど落ち着いた空間とする。

待合室で飲食を行う慣習があるため、飲食がしやすいよう給湯室等を設ける。

心安らぐ空間を設けるとともに、今後、多様化していくことが想定される葬送形態に対応できるよう、待合室及び待合ロビーは極力フレキシブルな使い方ができるよう考慮し、将来の会葬者数の減少への対応など改修がしやすいようにする。

売店の設置や静かに待ちたい会葬者への対応など、多様な待合場所を検討するとともに、くつろげる空間を検討する。（写真5・6）



写真5 木材を使い暖かみある待合室（秩父斎場） 写真6 フレキシブルに使用可能な待合（三次市斎場）

④ キッズコーナー・授乳室

小さい子供がいる会葬者のために、キッズコーナーや授乳室を設置する。

授乳室はプライバシーが守れるよう個室とし、キッズコーナーは他の会葬者の心情に配慮して、防音対策を行う。(写真7・8)



写真7 独立空間のキッズコーナー（音更町火葬場）



写真8 個室型とした授乳室（三次市斎場）

⑤ 小動物炉

小動物炉を設置する。一般会葬者とエントランス及び動線を分離して配置し、専用の入口を設ける。(写真9)



写真9 小動物火葬専用の入口（広島市西風館）

⑥ 事務室・作業室・制御室

事務室は、敷地全体、会葬者の出入口や葬送の動きを把握できることが必要であり、適切な位置に配置する。

作業室は、作業環境を良好に保つことが必要であるため、騒音、粉じん、室内温度に配慮する。採光、換気を十分にし、室内の色彩を明るく清潔にし、作業員の作業動線は必要以上に複雑にしないようにする。

制御室は、作業員の動線を考え作業室の一角に設け、できるだけ、操作機器が一望できる位置とする。

3. 炉前ホールの検討

火葬タイムスケジュールは、斎場の運営方針に関係する。どのようなタイミングで火葬の受入れを行い、告別と収骨を行うかの検討が必要となる。

必要火葬炉数の他、施設構成や職員の配置にも影響を与える。火葬タイムスケジュールの検討にあたり、炉前ホールの構成を火葬炉 1 基で一つの炉前ホールを構成する場合と、火葬炉 2 基で一つの炉前ホールを構成する場合の 2 種類のパターンについて検討を行った。

それぞれの特徴を図 2 に示す。

告別	見送り	収骨	火葬	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	特徴
炉前ホール1	前室	火葬炉1	火葬炉1		告別 1	火葬	準備状況	準備状況			告別 3	火葬	準備状況	準備状況		<ul style="list-style-type: none"> ・炉前ホールが火葬炉1基での占有であるため、他の火葬の影響を受けずに告別・収骨を行うことが可能である。 ・会葬者は火葬中も炉前ホールに滞在することができる。 ・会葬者数が多い場合は、炉室と炉前ホールのバランスが悪くなる。
						準備状況	準備状況			告別 3	火葬	準備状況	準備状況			
炉前ホール2	前室	火葬炉2	火葬炉2			告別 2	火葬	準備状況	準備状況			告別 4	火葬	準備状況	準備状況	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬炉1の状況に関係なく告別の受入れが可能である ・火葬炉2の状況に関係なく告別の受入れが可能である
						準備状況	準備状況			告別 4	火葬	準備状況	準備状況			
炉前ホール1	前室	火葬炉1	火葬炉1		告別 1	火葬	準備状況	準備状況			告別 3	火葬	準備状況	準備状況		<ul style="list-style-type: none"> ・火葬炉2基で炉前ホールを共有するため、告別と収骨のタイミングは他の火葬の影響を受ける。 ・会葬者は火葬中は炉前ホールに滞在することができない。 ・炉室の大きさに合わせて、炉前ホールを構成しても、大人数の会葬者に対応可能である。
						準備状況	準備状況			告別 3	火葬	準備状況	準備状況			
炉前ホール1	前室	火葬炉2	火葬炉2			告別 2	火葬	準備状況	準備状況			告別 4	火葬	準備状況	準備状況	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬炉1の火葬中に告別を行う必要がある ・火葬炉2の火葬中に告別を行う必要がある ・火葬炉1の収骨が終了しないと告別の受入れが行えない
						準備状況	準備状況			告別 4	火葬	準備状況	準備状況			

図 2 火葬炉 1 基と火葬炉 2 基で炉前ホールを構成した場合の特徴

現在より火葬炉数が増え、同時受入数も増えることになり、また、利用圏域も広がることにより、到着にばらつきがみられることから、火葬の予約時間に対する遅延の可能性も高まる。

1 基 1 炉前ホールであれば、予約時間に対する遅延への対応がしやすくなり、集中する時間帯の枠を増やしやすくなる。また、他の会葬者の影響を受けないため、火葬中も自由に炉前ホールに行くことが可能である。

斎場だけでお別れを済ませる直葬が増えてきているが、直葬の際の希望が多いお花入れなどに対する対処もしやすくなり、事情により葬儀が行えないケースにも対応しやすくなる。

想定される会葬者数にも対応可能なため、1 基 1 炉前ホールとして計画する。(写真 10・11)

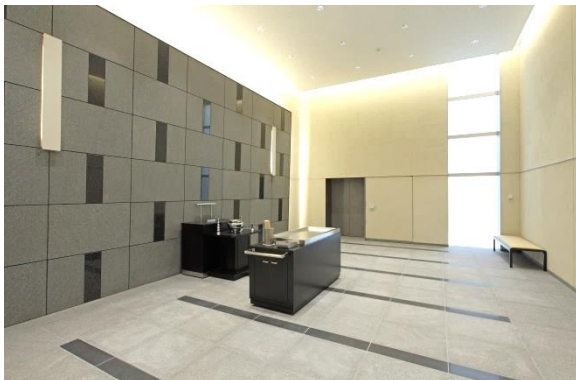


写真 10 火葬炉 1 基で 1 炉前ホール (佐久平斎場)



写真 11 火葬炉 2 基で 1 炉前ホール (音更町火葬場)

VI. 事業費と経常費

1. 想定する機能

現斎場と想定する新斎場の機能の比較を表 12 に示す。

表 12 現斎場と想定する新斎場の機能の比較

名称		太田市斎場	大泉町外二町斎場	新斎場
火葬施設	車寄せ	○	○	○
	エントランスホール	×	○	○
	男女便所	×	×	○
	告別室(告別ホール)	○ 2ヵ所(告別ホール)	○ 1室	○
	炉前ホール	○ 1室	○ 1室	○
	収骨室	○ 2室	○ 1室	○
	事務室	○ 1室(式場部門に有)	○ 1室(待合部門に有)	○
	火葬炉監視室	○ 1室	×	○
	職員休憩室	○ 1室	○ 1室	○
	台車置場	×	×	○
	残灰室	×	×	○
	霊安室	×	×	○
	火葬炉設備	火葬炉	○ 6基	○ 3基
汚物炉		○ 1基	○ 1基※使用していない	×
小動物炉		×	○ 1基	○ 1基
待合施設	待合室	○ 待合室 3、集会室 2	○ 和室 4室	○ 洋室 9室 (35人程度収容)
	待合ロビー	×	○	○
	売店	○	×	○
	自動販売機	○	○	○
	湯沸室	○	○	○
	授乳室	×	×	○
	キッズコーナー	×	×	○
	男女便所	○	○	○
	多目的便所	○	○	○
業者控室	×	×	○	
式場	車寄せ	○	○	○
	エントランスホール	○	○	○
	式場	○ 250席 126席各 1室	○ 220席	○ 50席を想定
	遺族控室	○ 集会室 2	○	○
	宗教者控室	○	○	○
	男女便所	○	○	○
	多目的便所	○	×	○
	更衣室	×	×	○
霊安室	○	×	○	
駐車場	乗用車	○ 敷地内 58台、外 116台	○ 敷地内 91台、外 200台	○ 約 180台
	身障者用	○ 2台	○ 5台	○ 2台
	マイクロバス	○ 2台	○ 4台	○ 9台

小動物炉は大泉町外二町斎場に設置されており、利用数が多いこともあり設置する。
また、汚物炉に関しては利用がほとんどないことから基本計画で考慮しないものとする。
式場については、それぞれの斎場に設置されており、一定の利用があることから設置する

が、将来の葬送の変化への対応を踏まえ、どのような式場形態とするか検討が必要となる。

各諸室の仕様及び詳細に関しては、今後の社会状況の変化等を踏まえ、検討を行いながら基本設計時に確定するものとする。

2. 想定する面積

1) 試算の条件

炉前ホールの構成を火葬炉 1 基で一つの炉前ホールを構成する場合について、必要な火葬炉数別に面積試算を行うものとする。

実際の面積については、想定する会葬者の人数、必要諸室の状況や敷地形状などによって変わってくる。

会葬者数を 35 人とした場合、令和 3 年 3 月の調査結果から太田市斎場で 96.3%が対応可能で、大泉町外二町斎場では全葬家の対応が可能となる。

今回の面積試算にあたり会葬者数は 35 人と設定、待合室は火葬炉数と同じ数とし、待合ロビーは全ての場合で設置する。

式場については、葬儀の小規模化が進んでおり、大式場の利用の割合が低いいため席数を 50 席とした。

2) 面積の試算結果

火葬炉数別の面積試算結果を表 13 に示す。

表 13 火葬炉数別の面積試算結果

施設構成	火葬炉 6 基 (太田市斎場を想定) 計画 1	火葬炉 4 基 (大泉町外二町斎場を想定) 計画 2	火葬炉 9 基 (一市三町共同を想定) 計画 3	
	1 基 1 炉前ホール	1 基 1 炉前ホール	1 基 1 炉前ホール	
構造	RC 造平屋建 (火葬炉機械室 2 階)			
延床面積 (㎡)	3,600	2,620	5,050	
試算延床面積 (㎡)	3,596	2,621	5,041	
機能別 (㎡)	車寄・エントランス	514	270	736
	火葬儀式関係諸室	330	220	495
	事務関係	132	64	174
	待合部門諸室	656	433	1,018
	炉関係、機械室等	997	737	1,472
	その他	267	197	446
	式場施設	700	700	700

火葬炉 1 基で 1 炉前ホールとした場合の延床面積の試算結果は、計画 1 の火葬炉 6 基で 3,600 ㎡、計画 2 の火葬炉 4 基で 2,620 ㎡、計画 3 の火葬炉 9 基で 5,050 ㎡となる。

3. 概算事業費

面積試算の結果をもとに、太田市斎場と大泉町外二町斎場をそれぞれ単独（計画1、計画2）での場合と、共同整備とした場合（計画3）の概算事業費の算出を行った。既存施設の解体等は考慮しないものとする。

概算事業費の算出結果について表14に示す。

表14 概算事業費の試算結果

		計画1	計画2	計画3	参考
		太田市単独	大泉町外二町単独	一市三町共同	計画1+計画2
計画概要	火葬炉（基）	6	4	9	10
	小動物炉（基）	1	1	1	2
	待合室（室）	6	4	9	10
	式場（室）	1	1	1	2
	敷地面積（㎡）	8,042.38	10,427.87	18,000	
	想定建物面積（㎡）	3,600	2,620	5,050	
	既存建物面積（㎡）	3,069.17	1,535.47		

※単位：千円（税別）

		計画1	計画2	計画3	参考
事業費	建物建設費	1,980,000	1,441,000	2,777,500	3,421,000
	外構工事費	120,000	156,000	150,000	276,000
	火葬炉設備工事	385,000	275,000	550,000	660,000
	什器・備品	66,000	46,000	96,000	112,000
	設計費・監理費等	250,000	200,000	350,000	450,000
	合計	2,801,000	2,118,000	3,923,500	4,919,000

想定される事業費は、一市三町共同を想定した計画3（火葬炉9基）で約39億2,350万円（税別）となる。

太田市単独を想定した計画1（火葬炉6基）の場合で約28億100万円（税別）、大泉町外二町単独を想定した計画2（火葬炉4基）の場合で約21億1,800万円（税別）となる。

想定される概算事業費については、あくまでも想定した条件での試算結果であり、敷地の状況や工事手順や内容等によっても変動する。

4. 経常費

太田市斎場（計画1）と大泉町外二町斎場（計画2）をそれぞれ単独での場合と、一市三町で共同整備とした場合（計画3）の経常費について算出を行った。

経常費の概算の算出結果について表15に示す。

表 15 経常費の試算結果

		計画 1	計画 2	計画 3	参考
		太田市単独	大泉町外二町単独	一市三町共同	計画 1+計画 2
計画概要	火葬炉	6 基	4 基	9 基	10 基
	動物炉	1 基	1 基	1 基	2 基
	待合室	6 室	4 室	9 室	10 室
	式場	1 室	1 室	1 室	2 室
配置人員	所 長	1 名	1 名	1 名	2 名
	副所長	1 名	0 名	1 名	1 名
	火葬業務員	4 名	3 名	5 名	7 名
	受付業務員	3 名	2 名	3 名	5 名
	式場管理業務	1 名	1 名	1 名	2 名

※単位：円（税別）

運営費	人件費	610,638,000	431,949,000	685,209,000	1,042,587,000
	需用費	161,940,000	65,240,000	217,800,000	227,180,000
	委託料	57,700,000	53,500,000	69,500,000	111,200,000
	修繕費	128,838,500	89,418,500	165,262,500	218,257,000
	通信費・リース代等	2,080,000	2,080,000	2,080,000	4,160,000
	印刷代・消耗品	660,000	660,000	660,000	1,320,000
	備品	1,600,000	1,600,000	1,600,000	3,200,000
	その他管理費	15,500,000	12,900,000	19,300,000	28,400,000
	10 年間合計	978,956,500	657,347,500	1,161,411,500	1,636,304,000
	年間平均	97,895,650	65,734,750	116,141,150	163,630,400

需用費：光熱水費、燃料費

委託料：消防設備保守点検、施設機械警備、場内定期清掃、場外清掃・植木剪定、空調設備保守点検、給水設備保守点検、電力設備保守点検、非常用発電機保守点検、火葬炉設備保守点検、地下タンク設備保守点検、自動扉設備保守点検、残骨灰収集業務、ゴミ収集運搬業務、公害測定

修繕費：火葬炉設備定期修繕、建築及び設備修繕、予約・案内表示システム修繕費(保守含む)、その他の修繕

通信費・リース代等：電話代、インターネット通信代、テレビ通信代、郵便・宅配代、清掃用具、AED、コピー機・他、給茶器、その他

印刷代・消耗品：コピー使用料、封筒、印紙代、事務用品、新聞代、その他

備品：事務用パソコン、プリンター、その他

その他管理費：保険代（施設賠償責任）、教育指導費、一般管理費

想定される経常費は、一市三町共同を想定した計画 3（火葬炉 9 基）の場合で、10 年間の合計が約 11 億 6,141 万円（税別）となり、年間当たりでは約 1 億 1,614 万円（税別）となる。

太田市単独を想定した計画 1（火葬炉 6 基）の場合で、10 年間の合計が約 9 億 7,896 万円（税別）となり、年間当たりでは約 9,790 万円（税別）となる。大泉町外二町単独を想定した計画 2（火葬炉 4 基）の場合で 10 年間の合計が約 6 億 5,735 万円（税別）となり、年間当たりでは約 6,574 万円（税別）となる。

想定される経常費については、あくまでも想定した条件での試算結果である。運営条件によって変動する。

5. 共同整備によるメリット

事業費については、一市三町共同での斎場整備の場合、約 39 億 2,350 万円（税別）となり、太田市と大泉町外二町でそれぞれ単独で斎場を整備した場合の合計、約 49 億 1,900 万円（税別）と比べ、約 9 億 9,550 万円（税別）の負担減となる。

一市三町共同で施設整備を行うことにより、必要火葬炉数も減るため、合わせて事業費も減ることになる。

経常費については、一市三町共同での斎場整備の場合、年間当たり約 1 億 1,614 万円（税別）となり、太田市と大泉町外二町でそれぞれ単独で斎場を整備した場合の年間当たりの合計、約 1 億 6,363 万円（税別）と比べ、約 4,749 万円（税別）の負担減となる。

Ⅶ. 建設地と配置計画の検討

1. 建設地の検討

斎場は、生活関連施設として必要不可欠な都市施設であるが、マイナスのイメージを持つ人もみられ一般的には住居地近くに新たに建設することは困難な施設である。

そのため、住民の理解が得られやすい場所での建設が多い。

候補地としては、①太田市斎場、②大泉町外二町斎場及びその隣接地、③新たな用地が想定できるが、③については以下の理由により候補から外すものとする。

- ・新たな用地の選定及び地元の合意形成には、多くの時間と労力が必要であり、現在の施設の老朽化を考慮すると、早い時期での整備が必要とされる現状では、現実的でないため。
- ・広域での施設整備では、一般的に各自治体の中間地が候補地として挙がるが、一市三町の中間地付近には適切な用地が無いため。

今回、建設地の検討にあたり上記①太田市斎場、②大泉町外二町斎場及びその隣接地について、評価項目をもとにそれぞれ評価を行った。

評価項目については、5つの基本方針をもとに評価の視点を定め、25の評価項目を設定し、評価基準に合わせて、評価点を最高3点、最低1点とし、評価点の合計が高い方が適地であるとする。

なお、利用者の利便性については各自治体の庁舎からの距離及び所要時間をもとにした。ただし太田市は合併前の藪塚本町、新田町、尾島町の庁舎を含み、合計7ヵ所を設定した。

- ア) 太田市役所
- イ) 藪塚本町庁舎
- ウ) 新田庁舎
- エ) 尾島庁舎
- オ) 千代田町役場
- カ) 大泉町役場
- キ) 邑楽町役場

また、公共交通機関からの利便性の評価にあたり、遠方からの会葬者が主に利用すると想定する主要駅を太田市斎場は太田駅、大泉町外二町斎場は東小泉駅とした。

2. 候補地の評価

候補地に対する評価項目及び評価基準と評価を表 16 に示す。

表 16 候補地に対する評価項目及び評価基準と評価

基本方針		評価の視点	評価項目	評価基準	太田市 斎場	大泉町外 二町斎場
① 葬送の多様化に対応できる施設づくり	将来の火葬需要や葬送の多様化への対応が可能な施設とする	敷地	都市計画法	都市計画決定を受けている…3 都市計画決定が可能である…2 都市計画決定が困難である…1	1	2
			敷地面積	稼働しながら建設可能な敷地面積が十分確保可能…3 稼働しながら建設可能な敷地面積が確保可能…2 稼働しながら建設可能な敷地面積の確保が困難…1	1	3
			配置計画	配置の自由度が高い…3 配置に調整が必要…2 配置に制限が多い…1	1	2
		建設工事への対応	建設工事	騒音・振動の影響が少なく火葬中も工事の中断が必要ない…3 火葬中の工事の中断が必要である…2 工事中は葬送行為の制限を受ける…1	2	3
			作業及び保管場所の確保	敷地内に工事車両の駐車場、資材置場の確保が可能である…3 敷地外に工事車両の駐車場、資材置場の確保が可能である…2 別途場所を確保する必要がある…1	2	3
			工事車両が周囲に与える影響	工事車両が周囲に与える影響がほとんどない…3 工事車両が周囲に与える影響が多少ある…2 工事車両が周囲に与える影響が大きい…1	1	3
② 人生の終わりを自然光を取り入れるなど、明るい雰囲気ながらも、落ち着いた感じられる施設とする	自然光を取り入れるなど、明るい雰囲気ながらも、落ち着いた感じられる施設とする	考慮すべき施設	大規模集客施設の有無	近隣に大規模な集客施設がない…3 近隣に大規模な集客施設がある…2 隣接して大規模な集客施設がある…1	2	3
			廃棄物関連施設に隣接の有無	近隣に廃棄物関連施設がない…3 近隣に廃棄物関連施設がある…2 廃棄物関連施設と隣接している…1	3	2
		落ち着いた環境	斎場にふさわしい周辺環境	自然環境に囲まれた場所である…3 公園・緑地が周囲に多い場所である…2 景観となる対象のものが少ない…1	1	2
			周囲に騒音の発生源となる施設の有無	騒音の発生源となる施設が周囲にない…3 騒音の発生源となる施設が近隣にある…2 騒音の発生源となる施設と隣接している…1	2	3
		眺望	開放的な敷地である	周囲に景観を遮る建物がない…3 景観を遮る建物が周囲にある…2 建物に囲まれた敷地である…1	1	2
		③ 人にやさしく安心して利用できる施設づくり	静寂性があり、交通の利便性を考慮した立地とし、ユニバーサルデザインの採用や分かりやすい動線など、利用者に対応した施設とする	自然災害に対する危険度	地震（揺れやすさ）	震度6弱（壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する事がある）…3 震度6強（一部の壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する）…2 震度7（多くの壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する）…1
太田断層による地震による想定される震度階級	浸水想定区域に該当しない…3 浸水想定区域に該当する（0.5m未満）…2 浸水指定区域に該当する（0.5m以上）…1				1	3
浸水想定区域の有無	一市三町庁舎（合併前の藪塚町、新田町、尾島町の庁舎）からの所要時間が概ね30分以内				3	2
利用者の利便性	市街地及び洪水区間の通過有無			市街地を通過せず利用が可能である…3 市街地を通過する可能性がある…2 密集した市街地を通過する…1	1	3
	公共交通機関からの利便性			主要駅から徒歩またはタクシーでの移動が容易…3 主要駅から徒歩またはタクシーでの移動が可能…2 主要駅からの移動は不便である…1	2	2
	環境緑地の確保			十分な環境緑地を確保することが容易である…3 環境緑地を確保することは可能である…2 環境緑地がほとんど確保できない…1	1	2
④ 周辺環境に配慮した施設づくり	周辺環境に配慮したやさしい施設とする	周辺道路への影響	幹線道路からのアクセス	幹線道路から直接進入が可能である…3 道路を整備すれば幹線道路から進入が可能である…2 幹線道路から直接の侵入は不可能である…1	3	3
			生活関連道路を通過する	生活関連道路を通過する必要がある…3 生活関連道路を通過するが、幅員が十分に歩道もある…2 生活関連道路を通過する必要があるが幅員も狭い…1	2	3
		生活圏の近接度	周辺の民家から適正な距離（300m）を確保できる場所	適正な距離を確保できる…3 適正な距離を確保できない…2 住宅が近接している…1	1	3
		同意の得やすさ	周辺住民の同意	周辺住民の同意が得られやすいと思われる…3 周辺住民の同意に時間がかかると思われる…2 周辺住民の同意が難しいと思われる…1	1	3
⑤ 維持管理がしやすい効率的な施設づくり	コンパクトで効率的な施設配置による事業費の削減や維持管理費の低減を目指す施設とする	インフラの整備状況	必要なインフラの整備状況	上下水道の設備と都市ガスの供給エリアである…3 上下水道の設備が整っている…2 下水道設備が整っていない（浄化槽の設置が必要）…1	3	1
			既存施設の活用	既存施設の有効的な活用が可能である…3 既存施設を活用した計画が可能である…2 既存施設の撤去が全て必要となる…1	1	2
		整備のしやすさ	稼働しながらの建設工事	新設後に解体など改修工程が単純である…3 改修工程に調整が必要である…2 改修工程がかなり複雑である…1	2	3
			工事期間	工事完了までの期間が短い…3 工事完了までの期間がやや長い…2 工事完了までの期間がかなり長くなる…1	2	3
総合評価				各項目の評価基準に合わせて、最高3点、最低1点とし、評価点の合計が高い方が敷地である	42	64

どちらの場合でも、現斎場を稼働させながら同敷地内での建設工事となるため、工事車両の動線に注意し、会葬者の動線に対する安全性の確保や工事による騒音・振動など配慮する必要がある。

太田市斎場

市街地に立地し利便性に優れるが、都市計画決定を受けておらず、周囲に住宅が多いことから、都市計画決定にむけてのハードルは高い。

また、広域斎場を整備するには手狭で、隣接した勤労会館の解体など建設用地確保が必要になるほか、既存施設を運営しながら建築工事をしなければならず、市街化された敷地の拡張が難しいこともあり、スムーズな建設は難しく、工期が長くなる。

大泉町外二町斎場及びその隣接地

やや利便性に劣るものの、都市計画決定を受けており、隣接地への拡張が可能である。

都市計画決定の変更手続きが必要となるが、敷地に余裕があるため、工事が行いやすい。

評価基準に基づき比較を行った結果、太田市斎場 42 点に対して、大泉町外二町斎場は 64 点となることから、大泉町外二町斎場及びその隣接地を建設地とする。

3. 配置計画の検討

今回、大泉町外二町斎場及びその隣接地に建設した場合に、既存施設を稼働しながら建設可能かを含め、建物の位置等について確認を行った。

規模は火葬炉 9 基、小動物炉 1 基を設置するものとして、待合室は火葬炉数と同数とし式場を設置する。建設の手法について、下記の 4 パターンを想定した。

- ① 隣接地での配置で葬儀式場を含め全て新設
- ② 隣接地での配置で既存式場を改修した上で使用
- ③ 既存敷地内（都市計画決定での範囲内）での配置で葬儀式場を含め全て新設
- ④ 既存敷地内（都市計画決定での範囲内）での配置で既存式場を改修した上で使用

斎場は生活関連施設として休止が出来ない施設である。周辺斎場への火葬依頼も難しい。同敷地内での建設は、工事に伴う騒音や振動など既存施設への影響が想定される。また工事車両の会葬者への安全性に対して細心の注意を払う必要がある。

検討した結果、隣接地での建設であれば、既設斎場の火葬への影響を最小限にすることができ、建設工事を行いやすく工期への影響も少なくすむことから、隣接地を拡張し建設する。

式場の新設をするか、もしくは既存式場を利用するかに関して、既存式場を活用する案では次頁の懸念事項が想定される。

- ・ 火葬棟と別棟になるため、移動距離が長くなり、特に高齢者等の会葬者が利用しづらいなど動線上の課題がある。
- ・ 現在の主流である小規模葬に対し、式場が大きすぎる。
- ・ 雨漏り等の不具合箇所の特定が難しいため、補修しても直ぐに不具合が想定される。
- ・ 空調及び衛生設備等の更新・交換時期を迎えている。
- ・ 大規模改修工事が必要となり、式場を利用できない期間が発生する。
- ・ 新斎場の配置計画に制約が生じ、火葬棟への回廊の建設など建設費が増額となる可能性がある。
- ・ 別棟での運営となれば、施設管理を含め水道光熱費や清掃等維持管理費が余計にかさみ効率的とはいえない。

既存式場を利用する場合、動線の課題の他、大規模改修が必要であるとともに、大規模改修を行っても機能向上が最小限となるため、費用上のメリットはみられないと思われる。

このことに加え、会葬者が利用しやすいこと、小規模葬が主流であることを考慮すると、①の隣接地を活用し、新規の小規模式場を含めて新斎場を建設する。



図 3 参考配置計画 (大泉町外二町斎場及びその隣接地)

隣接地で式場を含めた建设工程例を図4に示す。

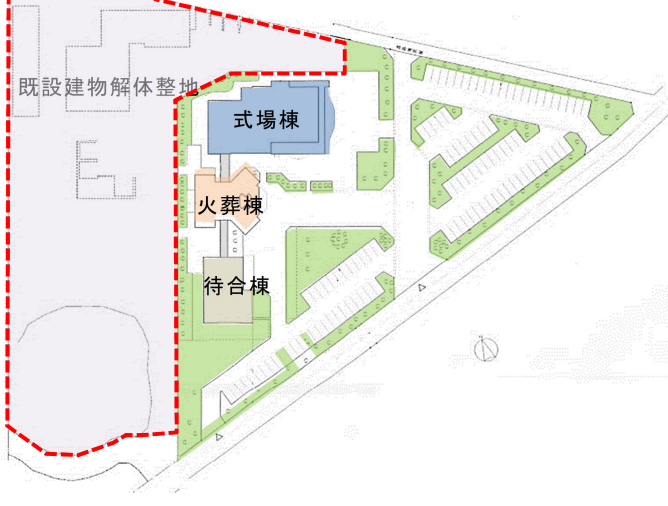
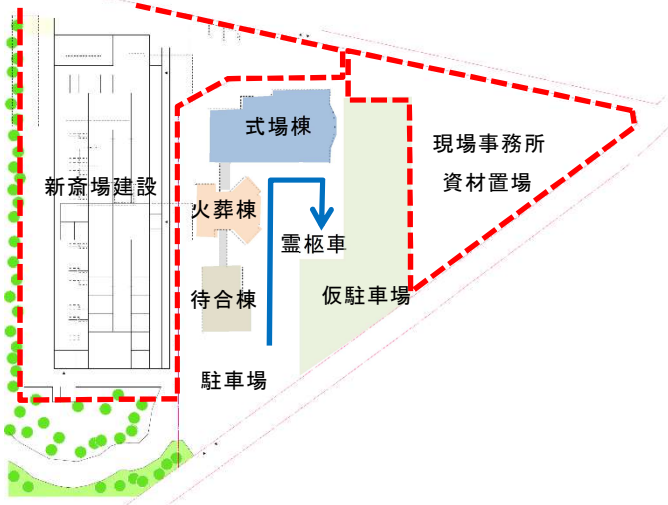
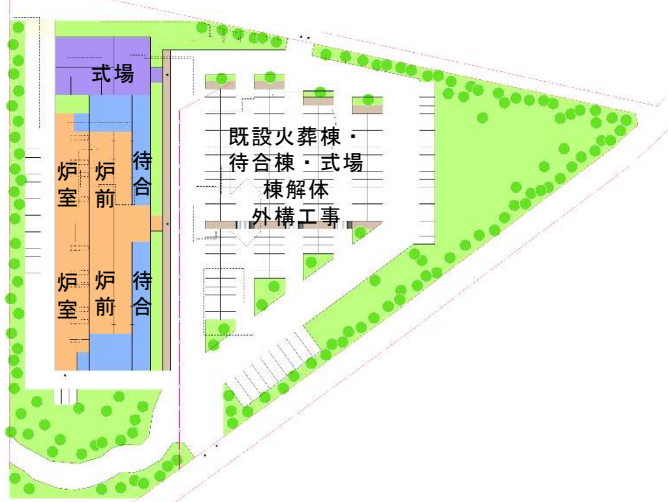
	建设工程図	建设概要
<p>ステップ1 隣接地の建物解体・整地</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・隣接地の建物解体 ・解体場所整地
<p>ステップ2 新斎場建設</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・新斎場建設 ・仮駐車場整備 ・現場事務所設置
<p>ステップ3 既設解体・外構工事完成</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・新斎場供用開始 ・既設火葬棟、待合棟、式場棟解体工事 ・解体終了後外構工事

図4 隣接地で式場を含めた建设工程例

Ⅷ. 斎場整備の事業手法及び事業スケジュール

1. 事業手法について

事業別の特徴について表 17 に示す。

表 17 斎場建設における事業手法別の特徴

発注方式	分離発注方式	一括発注方式																																																								
	従来方式	DB方式	DBO方式	PFI方式 (サービス購入型)																																																						
概要	火葬炉工事、基本設計、実施設計、建設工事をそれぞれの段階で業者を決め発注する (運営は別途決定)	基本設計・実施設計・建設工事を企業体に一括で発注する (運営は別途決定)	基本設計・実施設計・建設工事・運営を企業体に一括で発注する (DB方式に運営を追加)	基本設計・実施設計・建設工事・運営を企業体に一括で発注する (DBO方式に資金調達を追加)																																																						
業務実施者の形体	<table border="0"> <tr> <td>業務 基本設計</td> <td>↓</td> <td>実施者 設計業者</td> </tr> <tr> <td>↓</td> <td></td> <td>↓</td> </tr> <tr> <td>実施設計</td> <td></td> <td>設計業者</td> </tr> <tr> <td>↓</td> <td></td> <td>↓</td> </tr> <tr> <td>建設工事 炉工事</td> <td></td> <td>建設会社 炉メーカー</td> </tr> <tr> <td>↓</td> <td></td> <td>↓</td> </tr> <tr> <td>運営</td> <td></td> <td>運営業者</td> </tr> </table>	業務 基本設計	↓	実施者 設計業者	↓		↓	実施設計		設計業者	↓		↓	建設工事 炉工事		建設会社 炉メーカー	↓		↓	運営		運営業者	<table border="0"> <tr> <td>業務 基本設計</td> <td>↓</td> <td>実施者 コンサルタント</td> </tr> <tr> <td>↓</td> <td></td> <td>↓</td> </tr> <tr> <td>実施設計 建設工事 炉工事</td> <td></td> <td>企業体 設計業者 建設会社 炉メーカー</td> </tr> <tr> <td>↓</td> <td></td> <td>↓</td> </tr> <tr> <td>運営</td> <td></td> <td>運営業者</td> </tr> </table>	業務 基本設計	↓	実施者 コンサルタント	↓		↓	実施設計 建設工事 炉工事		企業体 設計業者 建設会社 炉メーカー	↓		↓	運営		運営業者	<table border="0"> <tr> <td>業務 基本設計</td> <td>↓</td> <td>実施者 コンサルタント</td> </tr> <tr> <td>↓</td> <td></td> <td>↓</td> </tr> <tr> <td>実施設計 建設工事 炉工事 運営</td> <td></td> <td>企業体 設計業者 建設会社 炉メーカー 運営業者</td> </tr> </table>	業務 基本設計	↓	実施者 コンサルタント	↓		↓	実施設計 建設工事 炉工事 運営		企業体 設計業者 建設会社 炉メーカー 運営業者	<table border="0"> <tr> <td>業務 基本設計</td> <td>↓</td> <td>実施者 コンサルタント</td> </tr> <tr> <td>↓</td> <td></td> <td>↓</td> </tr> <tr> <td>実施設計 建設工事 炉工事 運営</td> <td></td> <td>企業体 設計業者 建設会社 炉メーカー 運営業者</td> </tr> </table>	業務 基本設計	↓	実施者 コンサルタント	↓		↓	実施設計 建設工事 炉工事 運営		企業体 設計業者 建設会社 炉メーカー 運営業者
業務 基本設計	↓	実施者 設計業者																																																								
↓		↓																																																								
実施設計		設計業者																																																								
↓		↓																																																								
建設工事 炉工事		建設会社 炉メーカー																																																								
↓		↓																																																								
運営		運営業者																																																								
業務 基本設計	↓	実施者 コンサルタント																																																								
↓		↓																																																								
実施設計 建設工事 炉工事		企業体 設計業者 建設会社 炉メーカー																																																								
↓		↓																																																								
運営		運営業者																																																								
業務 基本設計	↓	実施者 コンサルタント																																																								
↓		↓																																																								
実施設計 建設工事 炉工事 運営		企業体 設計業者 建設会社 炉メーカー 運営業者																																																								
業務 基本設計	↓	実施者 コンサルタント																																																								
↓		↓																																																								
実施設計 建設工事 炉工事 運営		企業体 設計業者 建設会社 炉メーカー 運営業者																																																								
資金	公共	公共	公共	民間事業者																																																						
業者選定	容易	複雑	DB方式より複雑	DBO方式より複雑																																																						
	入札又は技術提案評価型(プロポーザル) 業務ごとに最も優れた企業を選ぶことが可能	発注者が要求水準書を提示し、それに対して事業者が作成した技術提案書と金額を総合的に評価する 総合的に評価されるため、評価が低い企業が含まれる場合がある																																																								
建設工事費のコスト削減効果	発注者側の仕様見直しにより縮減可能 応札者が多くなり競争原理が働く	デザインの無駄を省き効率的な設計によりコスト縮減が可能であるが、仕様の決定権が事業者側にあり仕様に対する発注者側からの不満への対応が難しい(仕様と建設費縮減の関係が不明確) 技術提案書の作成は無償(応募者の負担が大きい) コンサルタントへの支払いは増える(DB方式<DBO方式<PFI方式)																																																								
設計の柔軟性	実施設計段階でも発注者の意向を柔軟に反映させることができる 設計の満足度が高い	要求水準書作成段階で、建物の仕様など詳細な内容を確定しておく必要がある 契約後に実施設計を行うが、設計変更には契約の変更が伴うため、議会承認が必要となるなど、実施設計で発注者の意見を反映するのは困難																																																								
運営	別途契約のため、業務委託・指定管理者制度など柔軟に対応可能	モニタリングの費用が発生する 葬送行為の変化が著しいが、変化にどのように対応させるかが課題																																																								
想定されるリスク	設計後の建設費の高騰などにより入札不調となるケースがある	葬送に対する意識変化が早く実施設計段階で求められる機能が合わない可能性がある		DB方式に追加し、長期運営契約のため葬送行為の変化による運営のリスクが追加される	DBO方式に追加し、事業者の資金調達に関するリスクが追加される																																																					

1) 一括発注方式について

一括発注方式のうち長期の運営を含めたDBO方式やPFI方式では、葬送行為の変化への柔軟な対応ができないといった課題がある。また、施設の機能や性質、運営など施設整備業務全般において詳細な内容を定める要求水準書の作成が難しいだけでなく、想定される運営リスクが大きい。

運営を除いた一括発注方式であるDB方式は、発注の効率化や建設費の削減が見込めるなどのメリットがあるが、要求水準書の作成に加え、従来方式と比べ事業者選定作業が複雑となる。

また、要求水準書に基づき、事業者が提案する技術提案書を基準として契約後に実施設計が行われるため、実施設計後に事業者の提案内容に課題があったとしても、発注者の意向が反映されにくい。

このようなことから、一括発注方式は、一般的な公共施設と異なる斎場の葬送の場としての仕様への対応が難しく、課題も多いため採用しないものとする。

2) 導入する事業手法

従来方式は、火葬炉業者、設計業者、建設業者を別々に選定するが、応募者の中で最も優れた企業を選ぶことができ、各企業が持つノウハウや新技術を設計・建設に取入れることが可能となる。

斎場は、効率性のみを追求するのではなく、遺族や会葬者の心情に配慮した設計が必要である。

従来方式は、発注者の意向を柔軟に反映させやすい点に優位性があり、実施設計段階でも要望や計画変更に対し、一市三町で常に協議しながら対応していくことができる。

建設工事は、入札により競争原理が働くことから、コスト縮減も可能であり、発注を分けることにより地元企業も参加しやすくなる。

本事業は、社会状況の変化に応じ、一市三町でスムーズに事業を進めていく必要があることから、柔軟に対応することが可能である従来方式で新斎場の整備を進める。

なお、運営に関しては、業務委託や指定管理者制度等を検討し、運営にかかるコスト縮減に取り組む。

2. 事業スケジュールについて

従来方式で建設する場合に想定する事業スケジュールを図5に示す。

あくまでも想定される事業スケジュールであり、法手続きの問題や、建設場所の地盤の状況によっては変わる可能性がある。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住民関係						
近隣住民説明		住民説明				
パブリックコメント	パブリックコメント					
調査関係						
環境アセスメント	環境アセスメント					
測量・地盤調査		測量・地盤調査				
設計						
基本計画	基本計画					
基本設計		プロポーザル(火葬炉含む) 基本設計				
実施設計			実施設計	積算	入札準備	
法手続き関係						
都市計画決定変更手続き	事前協議		都市計画審議会			
墓埋法手続き						
建築確認申請						
建設工事関係						
隣接地関連施設解体工事				入札		
建設工事(火葬炉設備工事含む)				解体工事 入札	仮設工事	建設工事
供用開始						新斎場供用開始
既設解体工事(火葬炉解体含む)					入札	解体工事
外構工事						外構工事

図5 | 従来方式での想定する事業スケジュール